

無許可消費について

(オレンジブック P8、P33~34)

無許可で消費できる煙火については、次の二つの消費目的の際に認められる。

①観賞(信号)のために消費する場合

ア 球状の打揚煙火

直径6cm以下 50個以下

直径6cmを超え10cm以下 15個以下

直径10cmを超え14cm以下 10個以下

イ 仕掛煙火

200本以下の焰管で組立てた仕掛煙火 1台

※ ア・イは、それぞれ規定数量内であれば重複して消費できる。ただし、1品目でも規定数量を超えた場合は、他の品目が規定数量内であっても、消費する全品目の消費許可が必要。

無許可消費について

(オレンジブック P8・33~34)

②映画、演劇、スポーツ等の効果のために消費する場合

ア 火薬又は爆薬15g以下の煙火 50個以下

イ 火薬又は爆薬15gを超え30g以下の煙火 30個以下

ウ 火薬又は爆薬30gを超え50g以下の煙火 5個以下

エ 爆薬(爆発音用)0.1g以下の煙火 無制限

オ 発煙筒、撮影用照明筒 無制限

※ ア～オは、それぞれ規定数量内であれば重複して消費可能。

※1 ①と②は、同一箇所でも同一時間帯であれば重複して消費可能。

例: 道路開通式のセレモニー等で信号煙火と演出用煙火(特殊効果用煙火)を同時に消費する場合等。

※2 ただし小型煙火については、一個でも必ず許可が必要。